第6期宮崎県障がい福祉計画(第2期宮崎県障がい児福祉計画)の概要

1. 計画の基本理念等

【趣旨·目的】

- 第5期計画の計画期間(平成30年度~令和2年度)が満了することに伴い、国の基本指針に即して第6期計画を策定
- 児童福祉法等の一部改正により、前回から障がい福祉計画と一体のものとして、宮崎県障がい児計画を策定
- 計画期間: 令和3年度から令和5年度まで

【基本理念·目標】

「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、 地域でともに生きる社会づくり」

2. 令和5年度の数値目標の設定

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 施設等から地域生活への移行の推進等

○ 地段等の うたるエルーの 移口の 能定等					
事 項 基準値		目標値			
Ŧ 7K	(R1年度末)	度末) (R5年			
地域移行等	入所者数	入所者数	削減見込者数	地域移行者数	
地域物门可	1,634人	1,608人	26人	98人	

- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム の構築
- 〇 早期退院率 長期入院患者数

事 項	基準値 (H29年度)	目標値 (R5年度)
精神病床から退院後1年以内の 地域における生活日数の平均	300日 (H28.3)	316日
入院後3か月時点の退院率	60.6%	69.0%
入院後6か月時点の退院率	75.4%	86.0%
入院後1年時点の退院率	82.3%	92.0%
	65歳未満	65歳未満
入院期間1年以上の長期入院	1,003人	619人
患者の減少	65歳以上	65歳以上
	2,214人	1,824人

- (3) 福祉施設からの一般就労への移行等
- 〇 就労移行支援・就労定着支援

	** *** **	
事 項	基準値 (R1年度末)	目標値 (R5年度末)
年間一般就労移行者数	214人	272人
就労移行支援事業の年 間一般就労移行者数	92人	120人
就労継続支援A型事業の 年間一般就労移行者数	57人	72人
就労継続支援B型事業の 年間一般就労移行者数	49人	61人
就労定着支援事業の利 用者数	91人	191人
就労定着支援事業の就 労定着率	9割	就労定着支援事業 所のうち、就労定着 率が8割以上の事業 所を全体の7割以上

(4) 地域生活支援拠点等の整備

〇 拠点整備数等

事 項	目標値 (R5年度末)
拠点数	全市町村設置
機能充実に向けた 検証・検討回数	年1回以上

- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- 〇 児童発達支援センター・医療的ケア児等

事項		基準値 (R1年度末)	目標値 (R5年度末)	備考
児童発達支援センターの数		13箇所	16箇所	各圏域又は市町 村に少なくとも1 箇所以上整備
保育所等訪問支援	事業所の数	30箇所	32箇所	全市町村で利用 できる体制を構 築
主に重症心身障がし する児童発達支援導 放課後等デイサービ 数	業所及び	児童発達支援 11箇所 放デイ 12箇所	12箇所 放デイ	村に少なくとも1
医療的ケア児支援 のための協議の場	協議の場	県 1箇所 市町村 7箇所 (圏域設置含む)	市町村 10箇所	県、各圏域及び 各市町村で、医 療的ケア児支援 のための協議の
の設置及びコーディ ネーターの数	コーディ ネーター数	1人	27人	場の設置及びコーディネーターの配置

- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- 〇 総合的・専門的な相談支援体制

事項	目標値 (R5年度末)
障がいの種別や各種のニーズ に対応できる総合的・専門的 な相談支援の実施市町村数	全市町村で実施

- (7) 障害福祉サービス等の質の向上
- 〇 監査結果等の共有

事項	目標値 (R5年度末)	
指導監査結果の関 係市町村との共有	全市町村と共有	

3.指定障害福祉サービス等の必要見込量等

(1) 訪問系サービス

区分	R3	R4	R5
居宅介護 等	2,097人	2,211人	2,324人

(2) 日中活動系サービス

ローロ カボソー しへ				
区 分	R3	R4	R5	
生活介護	3,352人	3,426人	3,504人	
就労移行支援	403人	434人	460人	
就労継続支援(A型)	1,020人	1,096人	1,176人	
就労継続支援(B型)	3,025人	3,177人	3,340人	
就労定着支援	156人	185人	225人	
短期入所	694人	754人	804人	

(3) 相談支援

区分	R3	R4	R5
計画相談支援	3,004人	3,236人	3,486人

(4) 居住系サービス

区分	R3	R4	R5
自立生活援助	56人	69人	人88
共同生活援助	1,388人	1,463人	1,542人
施設入所支援	1,732人	1,719人	1,705人

(5)障害児通所支援・障害児入所支援等

区分	R3	R4	R5
児童発達支援	1,006人	1,089人	1,180人
放課後等デイサービス	2,433人	2,555人	2,693人
居宅訪問型児童発達支援	14人	19人	24人
福祉型児童入所支援	113人	113人	113人
医療型児童入所支援	44人	44人	44人
障害児相談支援	1,013人	1,137人	1,270人

4.従事者の確保及び資質の向上

- (1) サービス提供に係る人材の研修
- 相談支援従事者研修の実施
- ・ サービス管理責任者研修の実施
- 強度行動障がい支援者養成研修の実施
- (2) 指定事業者に対する第三者の評価等
- ・ 利用者の視点で評価を行う福祉サービス第三者評価事業を促進
- (3) 障がい者等に対する虐待の防止
- ・ 障害者虐待防止法に基づき、市町村、労働局等の関係 機関との連携
- ・ 県障がい者権利擁護センターを拠点とした専門的な相談の提供、事業者等に対する研修の実施

7. 県障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価

- (1)「中間評価」の実施(目標等の把握・分析・評価)
- (2) 「宮崎県障害者施策推進協議会」への中間評価

5.安全・安心の確保及び生活の質の向上

- (1) 障がい者等に対する虐待の防止(再掲)
- ・ 指定事業者に対する虐待防止・権利養護研修の受講の徹底及び 虐待防止委員会の設置促進
- (2) 意思決定支援の促進
- ・ サービス管理責任者等の研修を通じて、意思決定ガイドライン を活用した研修を実施
- (3) 障がい者等の芸術文化活動による社会参加 等の促進
- ・ 障がい者の文化芸術活動を支援するセンター等により、障がい者 や指導者・支援団体等の活動をサポート
- ・「全国障害者芸術・文化祭」(令和3年度)に向けた県民全体の 機運の醸成及び関係機関との連携
- (4) 障がいを理由とする差別の解消の促進
- ・ 障がい者への理解を深めるための広報、啓発活動
- (5) 施設等における防犯・防災対策の強化・充実
- ・ 障がい者の声を反映させた「障がい者・高齢者のための防災 マニュアル(改訂版)」の普及・啓発
- (6) 共生型サービスへの積極的な対応促進
- ・ 65歳以上の高齢障がい者が使い慣れたサービスを継続して利用できるよう、事業者の共生型サービスへの積極的な対応を促進
- (7) 障害福祉サービス等の情報公表制度の活用
- ・ 個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、 指定事業者の運営情報等を公表し、制度を普及・啓発

6. 県地域生活支援事業の実施に関する事項

- (1) 専門性の高い相談支援事業
- ① 発達障害者支援センター運営事業
- 実利用見込者数 1,000人(R5年度)
- ② 障害者就業・生活支援センター事業
- 支援登録者数 5,100人(R5年度)
- ③ 高次脳機能障がい等に対する支援普及事業 ・支援協力医療機関数 23機関(R5年度)
- ④ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業
- · 修了見込者数 30人(R5年度)
- (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成 研修事業
- ① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
- 修了見込者数 135人(R5年度)
- ② 点訳・朗読奉仕員養成事業
- 修了見込者数 18人(R5年度)
- ③ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- · 講習修了見込者数 13人(R5年度)
- (3) 専門性の高い意志疎通支援を行う者の派遣事業
- ① 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ・実利用見込者数 10人(R5年度)
- (4) 広域的な支援事業
- ① 県自立支援協議会
- 開催見込回数 6回(R5年度)
- ② 都道府県相談支援体制整備事業
- アドバイザーの派遣回数 14回(R5年度)
- ③ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 推進事業
- ・ 協議会の開催見込数 8回(R5年度)